

産後ケア事業宿泊型を4月から開始しています

申込 問 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

出産を終えたお母さんが、病院に宿泊して心身を休めながら、助産師等のケアや育児指導を受けられる「産後ケア事業」が4月から始まっています。町が費用の一部を負担しますので、事業を利用したい方はご連絡ください。

【対象者】

- 産後1年未満の町民の方で、以下に該当する方
- ・産後の心身の状態に不安がある方
 - ・助産師等による母乳育児指導等が必要な方

【事業対象病院】

- ・諏訪中央病院
- ・諏訪マタニティクリニック
- ・諏訪赤十字病院
- ・平岡産婦人科

【料 金】

利用料の8割を町が負担します。
自己負担額(2割)を利用施設へお支払いください。

【注意事項】

- ※産婦の医療介入が必要となる場合は、保険診療の扱いになるため本事業は利用できません。
- ※あおぞらレディース&マタニティクリニックの利用については個別にお問い合わせください。

【持ち物(申請時)】

- ・富士見町産後ケア事業宿泊型利用申請書
- ・母子健康手帳
- ・印鑑



健康ふじみ通信

～心も体もいきいきと 楽しく暮らせる高原の富士見町～

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

「たばこ編」

4月に改正健康増進法が全面施行され、飲食店やオフィス・事業所などでも喫煙に関するルールへの順守が求められます。受動喫煙防止のため、皆さんのご協力をお願いします。

■ 多くの施設で原則屋内禁煙になります

飲食店・ホテル・オフィスなどは原則屋内禁煙となります。
また、学校や病院、公共施設は原則敷地内禁煙となっていますので、ご注意ください。

■ 20歳未満は喫煙室への立ち入り禁止

喫煙室がある場合は必ず標識が掲示され、20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止されます。
誤って喫煙室に入らないようご注意ください。

■ 喫煙場所にご配慮ください

屋外や家庭で喫煙を行う場合は、周囲に人がいない所で、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所では喫煙しないようご注意ください。



「なくそう! 望まない受動喫煙」Web サイト <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/> より

5月31日(日)

世界禁煙デー

日本では、WHO(世界保健機関)が定めた5月31日「世界禁煙デー」から6月6日までの1週間を、「禁煙週間」と定めています。

普段喫煙する方も、この期間は『禁煙』について考えてみませんか。

～歩こうよ 貯筋で延びる 健康寿命～

健康づくり運動推進チームでは、富士見町健康づくり計画(健康ふじみ21)推進のため、運動習慣向上に向けたスローガンを新たに作成しました。

健康寿命を伸ばすために運動は欠かせません。自粛の多い今ですが、小さな運動から取り組んでみましょう。

